

1 趣旨

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号。以下「規則」という。）の一部を改正しました。

2 改正の概要

(1) 第 1 条関係

ア 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）の全部改正により新たに定められた公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号。以下「新公益信託法」という。）による新しい公益信託について、当該公益信託に関連する寄附金を寄附金控除の対象とする等税制上の取扱いが見直され、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）等が改正されました。これに伴い、条例の控除対象寄附金に係る規定を改正したことに合わせて、規則についても条文及び様式の文言整備を行いました（第 17 条）。

イ 横浜市市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 6 月横浜市条例第 31 号。以下「改正条例」という。）により、条例附則第 13 条の 3 の 4 の規定による都市計画税の減額措置を延長しました。これに伴い、当該減額措置に係る申告に必要な添付書類について見直し、条文を改正しました（附則第 11 条第 3 号）。

ウ 条例第 122 条第 3 号に規定されている、入湯税を課税免除する「その他特に市長が必要と認める者」の規定を明文化しました（第 21 条の 5）。

エ 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）等の改正に伴う条文及び様式の文言整備その他規定の整備を行いました（第 19 条の 3、附則第 11 条第 4 号及び第 60 号様式の 4 から第 60 号様式の 6 の 2 まで）。

(2) 第 2 条関係

ア 前号アと同様に、所得税法等の改正に伴う規則の条文の文言整備を行いました（第 17 条、第 41 号様式の 2（その 3））。

イ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）において建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の改正等がされたことによる条ずれに伴う条文の整備を行いました（附則第 11 条第 4 号）。

3 公布及び施行日

次に掲げるもののほか、公布の日から施行します。

(1) 公布日

令和 6 年 9 月 5 日（木）

(2) 施行日

ア 第 1 条中第 19 条の 3 第 3 号タの改正規定及び第 2 条中附則第 11 条第 4 号の改正

規定 令和7年4月1日

イ 第1条中第17条の改正規定 新公益信託法の施行日

ウ 第2条((1)の改正規定を除く。)及び附則第2項の規定 イの施行日の属する年の翌年の1月1日